

仕様書原案に関する意見及び回答書

件名：第4期データ管理システムへの更改及び運用保守業務

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
1	調達仕様書	P1 1.3 調達目的および期待する効果	本システムでは、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）」における クラウド・パイ・デフォルトの原則に基づき、サーバ環境等においてはクラウドサービスの利用を想定し、コスト削減を期待するものである。	本システムでは、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（2025年（令和7年）5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）」に基づき、クラウドサービスの利用を第一候補とし、マネージドサービスの積極的活用等によるクラウドサービスのスマートな利用を行い、コスト削減とセキュリティ向上を期待するものである。	政府基本方針（クラウド方針）は2025年5月27日に改訂されたため。また、現行の基本方針では、クラウドを利用することから、クラウドを適切（スマート）に利用することへと、一歩踏み込んだ内容になっているため。	ガイドライン改訂分の取込であるため、取込は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり、文言を追加。
2	調達仕様書	P1 1.3 調達目的および期待する効果	ただし、クラウドサービスに求める要件相当以上を満たす内容であればオンプレミスによる提案を排除するものではない。	ただし、クラウドサービスに求める要件相当以上を満たす内容であればオンプレミスによる提案を排除するものではないが、その場合は総所有コスト、ライフサイクルコスト等を考慮した費用対効果を明確に示すこと。	クラウド・パイ・デフォルト原則に基づき、オンプレミスを選択する場合は明確な根拠が必要であるため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取込は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり、文言を追加。
3	調達仕様書	1.4. 業務・情報システムの概要	本システムは、クラウドサービス（ISMAP）上に構築	【修正案】 本システムはクラウド環境に構築し、SaaSまたはIaaSに各種ソフトウェア等をインストールする形で構築すること。 本システムで利用するクラウドサービスについては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに登録されていること。	クラウドサービスとは、インターネット経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービスのことで す。 一方で、ISMAPとは、政府機関や企業がクラウドサービスを安全に利用するための評価システムのことで す。 そのため、クラウドサービス＝ISMAPではなく、ISMAP上に構築という記載は誤りか と思います。 この文章で言いたいことはクラウドサービスを用いて構築を行い、利用するクラウドサービスは「ISMAPリストに登録されていること」だと推測して修正案としま した。 意図があっているか、ご検討のほどお願い します。	記載内容の詳細化であるため、取込は問題なし。 しかしながら、ISMAPについては原則であり別の要件として記載があるため、修正案については見直しが必要。 “（ISMAP）”の記載を削除。 該当箇所は本システムの概要であり、ISMAPについては別の要件として記載があるため、ISMAPに関する記載の取り込みは不要。
4	調達仕様書	1.6. 作業スケジュール	令和9年6月から7月で導入と明記	端末の導入について、詳細なスケジュールを教えてくださいませんか。	人的コストの算出に必要な為。	作業スケジュールに示す令和9年6月から導入する端末は先行する開発環境等に用いるものであり、令和10年3月から導入する端末は各拠点で用いるものである。
5	調達仕様書	3.2. クラウド利用方針	「ISMAP 登録クラウドを利用」	ガバメントクラウドは必須ではなく推奨という理解で相違ないでしょうか。	早期に見積り・セキュリティテンプレートを確定する為。 クラウドコストの見積もりに関わる為。	該当箇所が不明。（要件定義書に記載のとおり。契約開始時点でガバメントクラウドは使用しない。）

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
6	調達仕様書	4.4 (1) カ 「クラウドネイティブなシステム構成」	アプリケーションプログラムの設計・開発にあたっては、可能な限りクラウドネイティブなシステム構成を志向すること。また、Infrastructure as Code (IaC) を活用する等、クラウドサービスの構成変更を効率的に実施できるよう配慮すること。	アプリケーションプログラムの設計・開発にあたっては、マネージドサービスの積極的活用等によりサーバーを構築しないアーキテクチャを採用し、クラウドネイティブなシステム構成とすること。また、Infrastructure as Code (IaC) を活用し、環境構築の自動化・効率化を図ること。	クラウド方針において、マネージドサービスの活用によるサーバーを構築しないアーキテクチャの採用が推奨されているため。	マネージドサービスの積極的活用は問題ないが、サーバーを完全に排除することは機能面、コスト面でも提案の制約となる場合がある。そのため、原案で問題ないとする。
7	調達仕様書	4.5 開発手法 (3)	本プロジェクトでは、従来のウォーターフォールに限定せず、スパイラル／アジャイル等柔軟な対応を可能とする手法をプロジェクトの特性を踏まえ検討すること。	本プロジェクトでは、従来のウォーターフォールに限定せず、スパイラル／アジャイル等柔軟な対応を可能とする手法をプロジェクトの特性を踏まえ検討すること。また、クラウドサービス事業者が提供する設計支援サポートを契約するなどにより、クラウドサービスの利用方法が適切であることが確認できる手段を確保すること。	モダンアプリケーションを実現してクラウドネイティブ化するためには、クラウドに対する深い理解、高度なスキルが必要になり、クラウドサービス事業者が培った経験に基づく設計支援サポート等を利用することが有効であると考えられます。	サポートサービスについては、クラウド提供事業者ではなく、第三者との契約でも問題ないと考えられる。そのため、原案で問題ないとする。
8	調達仕様書	4.10. クライアント環境	ルータの手配	ネットワークケーブル等機器設置は必要でしょうか。	既存で利用可能な機器群は活用可能ではないか、という観点で検討する為。	要件定義書に記載のとおり。ネットワークケーブル等機器設置は要件として求める作業である。
9	調達仕様書	4.13. 回線サービス	請負者は、クラウドサービスからコアセンター及びメディカルサポートセンター、各ユニットセンターに IPsec-VPNで接続するために必要なインターネット回線と、クラウドサービスからのインターネット回線（最大 1Gbps 以上）を準備すること。VPN 接続の方式については同等レベルのセキュリティを実現すれば SSL-VPN 方式も可とする。なお、各拠点におけるインターネット回線のインフラ敷設は本調達の対象外であるが、請負者は各拠点の既存ネットワーク環境及び回線仕様を事前に把握し、クラウドサービスとの円滑な疎通が実現できるよう、必要な調整を行うこと。	【意見】 以下の2つの文章について、インターネット回線を「準備する」と「対象外」と相反することが書かれていて、必要なのでしょうか、それとも不要なのでしょうか。 ・クラウドサービスからのインターネット回線（最大 1Gbps 以上）を準備すること。 ・なお、各拠点におけるインターネット回線のインフラ敷設は本調達の対象外 また、「請負者は各拠点の既存ネットワーク環境及び回線仕様を事前に把握し、クラウドサービスとの円滑な疎通が実現できるよう、必要な調整を行うこと」。	左記のとおり。	「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり修正。
10	調達仕様書	4.20. 不正プログラム対策ラベル	「対策 SW 名/定義版を貼付」	CI/CD 内で自動スキャン(Trivy, Gype 等) + レポートで代替は可能でしょうか。	ラベルはクラウド納品と齟齬がある為。	該当箇所が不明。（左記コメントに係る記載無し）
11	調達仕様書	5.2. 作業要員に求める資格等の要件	(1) プロジェクト全体管理者 請負者におけるプロジェクト全体管理者には、本システムと同等規模のシステム、短期間での大規模システム開発、及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を2年以上有し、次のいずれかに該当すること。	【修正案】 (1) プロジェクト全体管理者 請負者におけるプロジェクト全体管理者には、本システムと同等規模のシステム、大規模システム開発、及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を2年以上有し、次のいずれかに該当すること。	本案件は短期間ではないと考えます。そのため、「短期間での」の部分を削除願います。	プロジェクト全体では短期間ではないが、開発期間については短期間となる。そのため、原案で問題ないとする。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
12	調達仕様書	5.2. 作業要員に求める資格等の要件	(3) システム設計・開発・保守班（クラウドサービスの設計・開発担当者） 次のいずれかに該当する者をクラウドサービスの設計・開発担当者を含むこと。 ・ 主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。 ・ 上記の試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなが、 ・ UI/UX有識者については、UI/UXデザイナーとしての活動実績及び経歴があること。	【修正案】 (3) システム設計・開発・保守班（クラウドサービスの設計・開発担当者） 次のいずれかに該当する者をクラウドサービスの設計・開発担当者を含むこと。 ・ 主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。 ・ 上記の試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなが、 (4) システム設計・開発・保守班 UI/UX有識者については、UI/UXデザイナーとしての活動実績及び経歴がある担当者を、体制に含むこと。	UI/UX有識者と、AWSやAzure等のクラウドサービスの知識は別物です。 そのため、クラウドサービスの設計・開発担当者の要件に以下の記載は誤りかと思えます。 ・ UI/UX有識者については、UI/UXデザイナーとしての活動実績及び経歴があること。 修正案では、クラウドサービスの有識者とは別枠でUI/UX有識者を体制に含めるような修正案としました。意図とあっているか、ご検討のほどお願いします。	作業要員の要件は1名で満たすものではないため、「班」としてそれらに求めるスキルセットの記載箇所となる。 UI/UX開発のプラットフォームについてはクラウドサービスとの結びつきが強い、クラウドサービスの設計・開発の知見も有したUI/UX有識者を想定している。 左記指摘のとおり、分けて記載することは問題ないが、要件を踏まえると原案でも問題ないとする。 (ITに関係ないUI/UX有識者を想定していない。) 下記2箇所にて対応。 ・ 5.2. 作業要員に求める資格等の要件に下記を追加。 (4) システム設計・開発・保守班（UI/UX有識者） UI/UXデザイナーとしての活動実績及び経歴があること。 ・ 用語集No. 25に下記を追加 用語：UI/UX有識者 説明：心理学的知見などを踏まえて、ユーザーインターフェース及びユーザーエクスペリエンスに係る設計に関するプロジェクト経験を有するもの。
13	調達仕様書	5.3. 作業場所	表3 実施場所の一覧 請負者のオフィス	【意見】 請負者のオフィスとのことですが、在宅勤務は0でしょうか、NGでしょうか。	ルール等が担保されていることが前提になるかと思いますが、作業体制検討の際の考慮事項となりますので、在宅勤務の可否をお伺いしたく存じます。	最新のテレワークガイドラインを踏まえると、作業内容によっては在宅勤務でも問題ない。 しかしながら、個人情報扱うことを踏まえると、作業場所は限定的となる。受託後に請負者オフィスで可能な作業と在宅勤務で可能な作業範囲についてはNIESを含めて取り決めが必要となる想定。
14	調達仕様書	5.3. 作業場所	「請負者オフィス + NIES 指定」	リモート作業での開発は可能でしょうか。	人材確保・生産性向上の為。	個人情報を扱うことを踏まえると、作業場所は限定的となる。受託後に請負者オフィスで可能な作業と在宅勤務で可能な作業範囲についてはNIESを含めて取り決めが必要となる想定。
15	調達仕様書	6.2. 統一基準	「第三者脆弱性検査必須」	開発終了後の1度の診断を想定しているが認識は合いますでしょうか。 また運用上、定期的な検査が求められますでしょうか。	運用段階においても、定期的な脆弱性診断が必要かを把握する為。	統一基準に基づく対応（原則年1回以上）を想定。
16	調達仕様書	6.3. 個人情報取扱	「ログ保持・削除規程」	監査ログ保存期間(例:10年)を明示いただけますでしょうか。	ストレージ設計とコスト見積りの為。	非機能要件に記載のとおり。
17	要件定義書	2.1 システム構成図	「業務サブシステム」のみ表記	業務サブシステムで想定する業務範囲・機能を具体的に列挙いただけますでしょうか。	工数算定に必要なシステム境界が不明の為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
18	要件定義書	2.1 システム構成図	「試料管理データ」	試料管理データの項目定義（データディクショナリ）をご提示いただけますでしょうか。	データレイク設計・ETL方式決定の前提情報となる為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
19	要件定義書	3.2 (1) システム方式についての全体方針 表10 No.1 システムアーキテクチャ	本システムや業務機能等の特性を十分に検討し、クラウドサービスプロバイダが提供するリファレンスアーキテクチャに準拠した形でPaaS、SaaS、IaaS等の最適なサービスを採用し、システムを構築する。	本システムや業務機能等の特性を十分に検討し、クラウドサービスプロバイダが提供するリファレンスアーキテクチャに準拠した形でPaaS、SaaS、IaaS等の最適なサービスを採用し、システムを構築する。ただし、1つの情報システムを複数のクラウドサービス (IaaS/PaaS) 上で構成する「マルチクラウド」は、構成を複雑にして費用が増大する傾向にあることから避けるべきである。	クラウド方針の「3.4 マルチクラウド等について」では、コスト増のリスク回避のためマルチクラウドを避けるよう推奨しているため。 <引用ここから>「一つの情報システムを複数のクラウドサービス (IaaS/PaaS) 上で構成する「マルチクラウド」は、構成を複雑にして費用が増大する傾向にあることから避けるべきである」<引用ここまで>	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取込は問題なし。 将来的に他システムと連携する場合の構成は、「マルチクラウド」ではなくAPI等による連携となる想定である。 「仕様書原案に対する意見又は修正案 (E列)」のとおりに、文言を追加。
20	要件定義書	3.2 (1) システム方式についての全体方針 表10 No.3 ソフトウェア製品の活用方針	ソフトウェア製品については、広く市場に流通し、利用実績を十分に有するものを活用する。	マネージドサービス等のクラウド標準サービスの利用により、ソフトウェア製品の持ち込みを極力回避すること。求められる機能等の実装に当たり、標準サービスでは代替困難な場合等においてソフトウェア製品を持ち込まざるを得ない場合は、ベンダーロックインを回避するため、広く市場に流通し、利用実績を十分に有するものを活用する。	クラウド方針において、マネージドサービスの活用が推奨されており、ソフトウェア製品の持ち込みを避けることでコスト削減とセキュリティ向上を図るため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取込は問題なし。 しかしながら、端末管理についてはクラウドサービスのみの機能では不十分となることが想定されるため、当初原案で問題ないとする。
21	要件定義書	3.2 (2) 「クラウドサービスの選定、利用に関する要件」ア	開発に当たっては、継続的インテグレーション・継続的デリバリー (以下、「CI/CD」という。) を可能とし、必要な要素 (開発環境、検証環境等) 一式を用意すること。	開発に当たっては、継続的インテグレーション・継続的デリバリー (CI/CD) を可能とし、必要な要素 (開発環境、検証環境等) 一式を用意すること。また、Infrastructure as Code (IaC) を活用し、環境構築の自動化を実現すること。	クラウド方針において、IaCによる環境構築の自動化が推奨されており、人為的ミスの防止と効率化を図るため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取込は問題なし。 別の箇所に記載があるため、あえて追記する必要はないと思われる。そのため、原案で問題ないとする。
22	要件定義書	3.2.3 単体テスト	「全プログラム単体テスト結果を成果物とする」	デジャイル時のスプリント内自動テスト結果＋統合テスト成果物で代替は可能でしょうか。	デジャイル方式と整合し、重複試験工数の低減の為。	該当箇所が不明。(第三者が見て品質評価及び工程完了判定を行うことができる成果物であること。)
23	要件定義書	3.2.6 成果物レビュー	「NIES承認を経て次工程へ」	レビューリードタイム (標準日数) をご提示いただけますでしょうか。	全体スケジュール・クリティカルパス算出に必要な為。	該当箇所が不明。(マスタスケジュールを基本とし、それを遵守する形でレビュー計画を立案すること。)
24	要件定義書	4.4 郵送関連業務	「郵送ラベル印刷／郵送サービス」	郵送件数 (月次・年次)、現行委託先有無をご提示いただけますでしょうか。	BPOサービス併用可否の判断の為。	該当箇所が不明。(個人情報保護法が遵守できる形であれば問題ない。)
25	要件定義書	5.1 詳細設計成果物一覧	「詳細設計書 (画面設計含む)」必須	デジャイルプロトタイプングを前提とした「軽量詳細設計 (UIワイヤーフレーム＋API仕様書)」への置換は可能でしょうか。	ドキュメントボリューム最適化の為。	該当箇所が不明。(第三者が見て品質評価及び工程完了判定を行うことができる成果物であること。)
26	要件定義書	6.3 データ移行スケジュール	R9年度1～3月で移行完了	テーブル511件規模の場合、9か月程度を要すると試算しております。スケジュール延伸 (例: R8.10～R9.6) のご検討は可能でしょうか。	ボリューム・複雑度が高く、並行デジャイルでは品質担保困難な為。	該当箇所が不明。(要件定義書に記載のとおり。スケジュール延伸は想定しない。実現可能な移行方式を踏まえた開発を行うこと。)
27	要件定義書	6.4 データ保持方針	記載なし	データ保存期間・削除／匿名化ポリシーをご明示いただけますでしょうか。	ストレージ設計・運用コスト試算に必要な為。	非機能要件を参照のこと。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
28	要件定義書	8.2 受注実績 (1)	応札者は、Web アプリケーションを構築した実績を過去3年以内に有すること。	応札者は、クラウドサービスを利用したWebアプリケーションを構築した実績を過去3年以内に有すること。	本システムはクラウドサービスを利用して構築されるため、クラウドサービスを利用したシステム構築実績が重要であるため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取達は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおりに、文言を追加。
29	要件定義書	8.2 受注実績 (2)	応札者は、1,000名以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去3年以内に有すること。	応札者は、クラウドサービスを利用した1,000名以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去3年以内に有すること。	本システムはクラウドサービスを利用して構築されるため、クラウドサービスを利用したシステム構築実績が重要であるため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取達は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおりに、文言を追加。
30	要件定義書	10.1 クラウドサービスの選定、利用に関する要件	クラウドサービスの選定、利用に関する要件については、要件定義書「3.2. システム方式に関する事項 (1) システム方式についての全体方針、 (2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件」を参照すること。	クラウドサービスの選定、利用に関する要件については、要件定義書「3.2. システム方式に関する事項 (1) システム方式についての全体方針、 (2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件」を参照すること。なお、セキュリティの観点より、ISMAP等クラウドサービスリストに登録されたものを原則として選定すること。	クラウド方針 (p11「3.1 クラウドサービスの選択」) において、セキュリティの観点より ISMAP に登録されたクラウドサービスを原則として選定することが記載されているため。	ISMAP については別の箇所に記載があるため、あえて追記する必要はないと思われる。
31	要件定義書	3.9 (1) イ 業務停止を伴う障害発生時	予測困難な事象により業務停止を伴う障害が発生した場合の目標復旧時間 (RTO)、目標復旧レベル (RLO) 及び目標復旧時点 (RPO) を「表 16 継続性に係る目標値 (業務停止を伴う障害発生時)」に示す。災害対策環境は、本番環境と異なるリージョンまたは物理的に十分に距離の離れた複数のアベイラビリティゾーンに構築すること。	予測困難な事象により業務停止を伴う障害が発生した場合の目標復旧時間 (RTO)、目標復旧レベル (RLO) 及び目標復旧時点 (RPO) を「表 16 継続性に係る目標値 (業務停止を伴う障害発生時)」に示す。災害対策環境は、本番環境と異なるリージョンまたは物理的に十分に距離の離れた複数のアベイラビリティゾーンに構築すること。	クラウドサービスにおける災害対策では、複数のリージョンやアベイラビリティゾーンを活用した冗長構成が重要であるため。	アベイラビリティゾーンという用語はAWS固定のものであるため、非機能要求グレードに基づいた要件で問題ないと考ええる。
32	要件定義書	3.10 (1) セキュリティ対応方針	セキュリティ要件を決定するためのシステム特性や特に対処すべきセキュリティリスク、セキュリティ対応方針を「表 18 当該システムにおけるセキュリティ対応方針」に示す。	セキュリティ要件を決定するためのシステム特性や特に対処すべきセキュリティリスク、セキュリティ対応方針を「表 18 当該システムにおけるセキュリティ対応方針」に示す。セキュリティ対策については、ゼロトラストの考え方にに基づき、境界型セキュリティのみに依存しないセキュリティ対策を行うこと。	クラウド方針 (p28「インターネットへのセキュアな接続を前提とすること」) において、ゼロトラストセキュリティの採用が推奨されており、クラウド環境に適したセキュリティ対策が必要であるため。	ガイドラインを詳細化した記載であるため、取達は問題なし。 しかしながら、ゼロトラストセキュリティについてはコストへの影響も大きくなる可能性があるため、あくまで「推奨」である。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおりに、文言を追加。
33	要件定義書	3.11 (2) クラウドサービス構成 イ	本システムのクラウドサービス構成を「表 19 クラウドサービス構成」に示す。なお、速やかに本番同等の環境を構築できるように、インフラの設定は Infrastructure as Code にて構成し、環境変更時にはその変更をメンテナンスできるようにすること。	本システムのクラウドサービス構成を「表 19 クラウドサービス構成」に示す。なお、速やかに本番同等の環境を構築できるように、インフラの設定は Infrastructure as Code (IaC) にて構成し、環境変更時にはその変更をメンテナンスできるようにすること。また、クラウドサービス事業者が提供するテンプレートを活用し、主要なセキュリティ対策をデフォルト化すること。	クラウド方針 (p22「IaC とテンプレート適用による主要セキュリティ対策のデフォルト化と構成管理」) において、IaC とテンプレートによる主要セキュリティ対策のデフォルト化が推奨されているため。	左記修正が望ましいが、ISMAP認定を取得したクラウドサービス事業者が必ずしもテンプレートを提供しているとは限らないため、ベンダーロックインとなる可能性がある。 そのため、原案で問題ないと考ええる。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
34	要件定義書	3.11 (2) クラウドサービス構成 イ 表19 No.1	統一基準に定める「クラウドサービスの利用に関する遵守事項」を満たすクラウドサービスを提案すること。 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第2版）」に定める事項について、遵守確認の結果を提案書とともに提示すること。	統一基準に定める「クラウドサービスの利用に関する遵守事項」を満たすクラウドサービスを提案すること。 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）」に定める事項について、遵守確認の結果を提案書とともに提示すること。	最新版の文書を参照するため。	ガイドライン改訂分の取込であるため、取込は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり、文言を修正。
35	要件定義書	3.11 (2) クラウドサービス構成 イ 表19 No.2	上記のほか、コミュニケーション系のクラウドサービスについては、クラウドセキュリティ認証等（政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針に定める「セキュリティクラウド認証等」を参照）を必須とすること。 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第2版）」に定める事項について、遵守確認の結果を提案書とともに提示すること。	上記のほか、コミュニケーション系のクラウドサービスについては、クラウドセキュリティ認証等（政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針に定める「セキュリティクラウド認証等」を参照）を必須とすること。 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）」に定める事項について、遵守確認の結果を提案書とともに提示すること。	最新版の文書を参照するため。	ガイドライン改訂分の取込であるため、取込は問題なし。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり、文言を追加。
36	要件定義書	3.14 (4) クラウドサービスを利用する場合の引継ぎ	本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引渡し等を行うこと。	本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引渡し等を行うこと。そのため受注者はクラウドサービス事業者から再販の認定を受けていること。または、ディストリビュータ経由等でクラウドサービスの再販が可能であること。	クラウドの場合、再販の資格を有しているなどの条件のもとでアカウントが引き継ぐことができるため。	現行環境での要件であり、必ずしもアカウントを引き継ぐ必要はないと考えられる。 そのため、原案で問題ないとする。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
37	要件定義書	3.16 (4) 主な運用作業一覧	現時点で想定する主な運用作業の一覧について、「表 33 主な運用作業一覧」に示す。	現時点で想定する主な運用作業の一覧について、「表 33 主な運用作業一覧」に示す。運用作業については、可能な限り自動化を行い、人手による作業を最小限とすること。また、常駐運用からリモート運用への移行を基本とすること。	クラウド方針（p26「8）常駐運用からリモート運用へ」）において、運用作業の自動化とリモート運用への移行が推奨されており、運用コストの削減を図るため。	ガイドライン改訂分の取込であるため、取込は問題なし。 そのため、左記修正が望ましいが、個人情報保護の観点から一定のセキュリティ要件は定める必要がある。 下記下線部を追加。 現時点で想定する主な運用作業の一覧について、「表33 主な運用作業一覧」に示す。以下の内容を基に、本システムの設計及び開発時に、運用・保守計画書、運用・保守設計書及び運用・保守マニュアルの案を作成すること。また、運用作業については、 <u>常駐運用からリモート運用への移行を基本とする。そのため、可能な限り自動化を行い、手動による作業を最小限とすること。ただし、リモート運用の実施に当たっては、個人情報を扱うことを踏まえて「3.10 情報セキュリティに関する事項」を遵守すること。</u>
38	要件定義書	3.16 (4) 主な運用作業一覧 表33 No.12 ヘルプデスク業務	運用・保守の計画及び実施状況について、NIES の定める報告様式に従って取りまとめ、NIES に報告を行うこと。（原則、月次での報告）	運用・保守の計画及び実施状況について、定量的計測とダッシュボードによる状況の可視化を行い、NIES の定める報告様式に従って取りまとめ、NIES に報告を行うこと。（原則、月次での報告）	クラウド方針（p23「8）定量的計測とダッシュボードによる状況の可視化」）において、定量的計測とダッシュボードによる状況の可視化が推奨されており、従来の紙ベースの報告から脱却するため。	ガイドライン改訂分の取込であるため、取込は問題なし。 ただし、推奨であり必須要件ではない。 「仕様書原案に対する意見又は修正案（E列）」のとおり、文言を追加。
39	別紙5 出力ファイル一覧	全体	帳票21様式（PDF/ラベル）	帳票定義ツール(BI)導入の可否について教えてください。	帳票専用サーバを置かずコスト最適化したい為。	各帳票については既存の様式を想定する。
40	別紙6 データ一覧	試料管理データ	「外部システム連携」	試料管理システムとの連携はバッチ処理による連携と見受けられますが、認識は合っておりますでしょうか。	疎結合設計か EAI 採用かを定める為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
41	別紙8 バッチ一覧	全体	CSV14件／JSON1件 外部連携	処理同時実行数(ピーク)を明示いただけますでしょうか。	バッチ処理設計の前提となる為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
42	別紙8 バッチ一覧	処理時間帯	未記載	秒単位 SLA が必要なジョブの有無はありますでしょうか。	提案時のアーキテクチャ選定に影響	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
43	別紙9 ツール一覧	ツール一覧	業務サブシステム	利用中のサブシステムのツール類の動作確認は受託事業者の範囲となりますでしょうか。もしくは、NIES様側での対応となりますでしょうか。	作業が発生する場合、コスト試算が必要な為。	要件定義書に記載のとおり。 調達範囲である。
44	別紙13 バックアップ	ウ データバックアップ	「本システムの稼働に必要な全データ」	全データとありますが、「全業務データ」ということで認識は合いますでしょうか。	システムログ等も対象とするか等、データ量の試算による前提の確認の為。	該当箇所が不明。（左記コメントに係る別紙無し。バックアップに関しては要件定義書に記載のとおり。）
45	別紙16 システム構成図兼機能構成概念図	システム構成図兼機能構成概念図	アップデート管理（Windows更新管理） エンドポイント管理	左記更新や、クラウド化は調達範囲でしょうか。	作業が発生する場合、コスト試算が必要な為。	要件定義書に記載のとおり。 調達範囲である。
46	別紙20 帳票	ラベル用紙	固定フォーマット	現場プリンタ型番制約はありますでしょうか。（型番含めた提案が必要でしょうか。）	機器選定の判断に必要な為。	要件定義書に記載のとおり。
47	別紙20 帳票一覧	様式一覧 表記欄	出力ツールの記載無し／サンプルに「Access」文字あり	既存帳票の開発基盤（Access/Crystal Reports等）とサンプルファイルのご提供可否を教えてください。	帳票再構築工数を正確に積算する為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
48	別紙23 外部連携	No.10	「Access データ連携」	移行元DBが運用停止後も継続稼働する予定でしょうか。停止時期を明示いただけますでしょうか。	移行後の二重運用リスク・コストを回避する為。	移行元DBについては、第3期データ管理システムの契約終了時に停止予定。 システム切替後の二重運用は行わない。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
49	別紙23 外部連携機能一覧	全体	外部連携15機能（CSV14，JSON1）	各連携の呼出方向・実行頻度・ファイルレイアウト（またはAPI仕様）をご教授いただけますでしょうか。	インタフェース仕様がデータ移行・試験計画に直結する為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）
50	別紙24 拠点端末一覧	No. 1～15	拠点名・台数のみ記載	各拠点へのオンサイト作業（導入・教育）有無と作業可能期間をご教示いただけますでしょうか。	人員配置・旅費を見込む為。	各拠点での導入作業は必要である。また、各拠点への導入作業は令和10年3月の1ヶ月を想定。
51	別紙24 端末設置	北海道大学等	「端末最多」	現地設置サポート範囲(キッティング/説明会)は入札スコープに含まれるでしょうか。	遠隔地の為出張費・工程調整が必要な為。	要件定義書に記載のとおり。入札スコープに含まれる。
52	別紙24 端末設置	北海道大学等	「端末最多」	オンサイト支援をリモートキッティング+現地パートナーで代替は可能でしょうか。	旅費抑制と納期短縮の為。	調達仕様書及び要件定義書に記載のとおり。
53	別紙25 データ移行要件	No. 10 既存DB形式	「DB」の記載のみ	Access形式であればバージョン/パスワード有無をご提示いただけますでしょうか。	移行ツール選定に必要な為。	閲覧資料を参照のこと。（入札公告に際しての意見招請時にも資料閲覧の対応予定）